

【一定以上の危険物の貯蔵又は処理施設】（建築基準法施行令第130条の9、第116条）

危険物の貯蔵又は処理施設における貯蔵、処理できる危険物の数量は、下記表に定める数量以下。

危険物			
(一)	火薬類(玩具煙火を除く。)	火薬	20kg
		爆薬	
		工業雷管、電気雷管及び信号雷管	
		銃用雷管	30,000個
		実包及び空包	2,000個
		信管及び火管	
		導爆線	
		導火線	1km
		電気導火線	
		信号炎管、信号火箭及び煙火	25kg
	その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。	
(二)	マッチ、圧縮ガス、液化ガス又は可燃性ガス	A/20	
(三)	第一石油類、第二石油類、第三石油類又は第四石油類	A/2(危険物の規制に関する政令第二条第一号に規定する屋内貯蔵所のうち位置、構造及び設備について国土交通大臣が定める基準に適合するもの(以下この表において「特定屋内貯蔵所」という。))又は同令第三条第二号イに規定する第一種販売取扱所(以下この表において「第一種販売取扱所」という。)にあっては、3A/2)	
(四)	(一)から(三)までに掲げる危険物以外のもの	A/10(特定屋内貯蔵所又は第一種販売取扱所にあっては、3A/10)	

この表において、Aは、(二)に掲げるものについては第116条第1項の表中「常時貯蔵する場合」の欄に掲げる数量、(三)及び(四)に掲げるものについては同項の表中「製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合」の欄に掲げる数量を表すものとする。

※Aの数量 マッチ:300 マッチt、圧縮ガス:70,000 m<sup>3</sup>、液化ガス:70t、可燃性ガス:700 m<sup>3</sup>、(三)及び(四):危険物の規制に関する政令別表第3のそれぞれ同表の指定数量欄に定める数量の10倍の数量